



子育て世帯生活支援特別給付金 のご案内

- 子育て世帯生活支援特別給付金(児童1人当たり5万円)は、
低所得の子育て世帯を支援する新たな給付金です。
- 高校生分の子育て給付金を受給するには、
申請が必要な場合があります。
- 以下のフローチャートを参考に、該当する方は、
お住まいの市区町村に申請手続きをしてください。

① 高校生の他に、中学生以下のお子さんを養育していますか？
(令和3年4月分の児童手当を受給していますか？)

NO

② 高校生のお子さんについて、
令和3年4月分の児童扶養手当や
特別児童扶養手当を受給していますか？

NO

YES

YES

支給要件を満たす場合、
申請は不要です！

- ※ 特別児童扶養手当の対象児童でない高校生児童
がいる場合は申請が必要です。
- ※ 児童手当又は特別児童扶養手当の口座に振り
込まれます。
- ※ 児童扶養手当を受給している方は、既に給付金
を支給済みです。(一部、申請が必要な方を除く。)

支給要件を満たす場合、
枚方市役所にて、
申請を行ってください！！

詳しくは裏面参照

■ 厚生労働省 コールセンター

0120-811-166

(受付時間: 平日9:00~18:00)

■ 枚方市役所

子育て世帯生活支援特別給付金窓口

電話 072-841-1363

FAX 072-841-3039

(受付時間: 平日9:00~17:30

第4日曜日9:00~17:00)

※ 支給手続や支給要件の詳細は、裏面を御確認ください。

1. 支給手続

- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに、枚方市役所の窓口へ直接、または郵送でご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認のうえ、指定口座に振り込みます（原則として認定月の翌月末）。
- ▶ 申請期間は、令和3年7月1日～令和4年2月28日です。

2. 支給額

児童1人当たり 一律 **5万円**

3. 支給対象者

①②の両方に当てはまる方

- ① 令和3年3月31日時点で**18歳未満の児童**(特別児童扶養手当対象児童の場合、**20歳未満**)を養育する父母等
(※ 令和4年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。)

- ② {
■ 令和3年度**住民税(均等割)が非課税**の方
または
■ 令和3年1月1日以降の収入が急変し、**住民税非課税相当**の収入となった方

※ 児童扶養手当を受給されている方は、既に給付金を支給済みです。(一部、申請が必要な方を除く。)

! 「子育て世帯生活支援特別給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、枚方市役所や最寄りの警察署（または警察相談専用電話(#9110)）にご連絡ください。